# 住民自治組織によるまちづくりのあり方について

報告

平成19年11月22日

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会

# 一 目 次 一

第1章	はじめに	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
1 展	持代背景			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•		1
2 坩	地域等を取	り巻	く現	状	ځٲ	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第2章	今後のま	ちづ	くり		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
1 伯	住民主体の	地域 <sup>·</sup>	づく	ŋ	بح	そ	の	目	的		•	•	•	•	•	•	•		3
(1)	住民自治	の確	立	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
(2)	個性ある	地域	づく	ŋ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
(3)	共助によ	る地	域づ	<	ŋ		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		3
(4)	連携によ	り地	城力	を	高	め	る		•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
(5)	協働のま	ちづ	くり	~	の;	基	盤	づ	<	ŋ		•			•	•	•		3
2 協	島働のまち	づく	りへ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
第3章	住民自治	組織	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
1 京	<b>兵丹波町</b> に	おけ	る組	織	の	あ	ŋ.	方		•	•	•	•		•	•	•		6
(1)	役割の明	確化	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
(2)	既存組織	<b>(地</b>	域振	興	組	織	)		•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
(3)	組織の範	囲(	区域	()		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
(4)	組織体制	j .		•		•		•	•			•	•	•	•		•		9
(5)	自主財源	の確	保	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•		•		9
2 支	で援のあり	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
3 名	ト種団体 と	の連	携	•	•	•		•	•		•	•		•	•		•	1	0
第4章	おわりに			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
まとめ	,			•														1	1

# 第1章 はじめに

#### 1 時代背景

わが国は、全国的な統一性や公平性を重視し、中央に権限や財源を集中させる中央集権型システムを採用することで、政治、経済、文化などの成長や発展を図ってきた。

しかし、時代の移り変わりとともに、ITの普及、少子高齢化、経済の停滞など、社会情勢は刻々と変化し、それに伴い国民のニーズ、地域のニーズも多様化し、これまでの中央集権型システムでは、さまざまな個別課題への対応が困難な状況が生まれてきた。

こうしたことを背景に、近年では、中央が持つ権限や財源などを自治体に移し、自己決定と自己責任のもとに地域の実情や住民ニーズにあったまちづくりを行う地方分権が進められている。

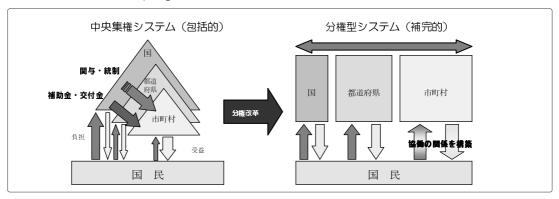
これを受けて、地方においては、それぞれの地域特性や多様さにあったまちづくりを実現させるため、地方自治の確立とこれに基づく「地域の自立」に向けた取組みが進められており、本町においては、地域資源を最大限に活用して地域の個性を磨き価値を高めるとともに、行政だけではなく、町民、団体、民間事業者等を含む多様な主体によって進める、魅力あるまちづくりを目指している。

こうした中で、地域においては、今までのようにまちづくりを行政に依存するのではなく、地域のまちづくりを地域自らが考え、地域ができることは地域で実践するといった補 完性の原則に基づいた住民自治の確立が必要となっている。

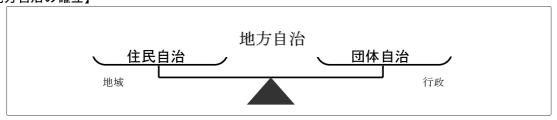
- ※1 「地方自治」は、国から独立した機関である地方公共団体が自らの権限と責任において処理するという「団体自治」と、地域住民の参加と意志に基づいて処理するという「住民自治」で構成している。「団体自治」と「住民自治」が、表裏一体となってバランスよく機能しあうことが重要である。
- ※2 「補完性の原則」とは、個人が自ら実現できることは個人が行い、個人では不可能なことや非効率的なことを家族や地域社会といった小さな単位が行い、さらに小さな単位では不可能なことを、市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくというしくみである。

イメージ:個人(家族)→隣保→集落→( 振興組織 )→行政

#### 【地方分権型システムへの改革】



#### 【地方自治の確立】



# 2 地域等を取り巻く現状と課題

少子高齢化、若者の流出等の影響により地域の担い手が不足し、本町の基幹産業として 発展してきた農林業や、従来からの地域活動の維持が困難となってきている。さらに、こ のことにより、住環境への影響をはじめ、山林、農地の荒廃など、地域環境の悪化が懸念 される。

また、地縁関係の希薄化や生活感の違いなどから、共同作業への理解が得られないなど、 従来から行ってきた地域における共助のしくみが成り立たなくなってきている。特に、「田舎付き合いのわずらわしさ」など、住民間で価値観の違いが生じていることによる影響は 大きく、これらのことを改善するには、住民個々の価値観を認め、新しい地域づくりのあり方を模索し、その地域の実情に合った地域のしくみを再構築することが求められる。

町行政の課題として、社会経済の変化とともに住民ニーズが多様化し、行政サービスが 肥大化する一方で、景気の低迷、財政難等により、すべてのニーズに対応することが困難 となっている。

こうした中で、町行政においては、この危機的状況と改革にむけた方針についての説明 責任を果たし、町民の理解を得て、互いの信頼を築いた上で、まちづくりを進めることが 大切である。

一方、地域では、さまざまな区域や分野において、すでに活発な活動が行われている。 これは、「行政にまかせるのではなく私たちでやろう」という意識が芽生えてきた結果で あり、まさに、地域のことは地域で考え地域で実践していこうとするまちづくりへの責任 を自覚した地域の自主的な活動であるといえる。

#### 【既に実施されている住民自治活動】

- ○いきいきフォーラム (行政区単位)
- ○子ども安全見守り隊(学校区単位)
- ○集落によるまちおこし活動
- ○有志等で構成するテーマ型グループのまちおこし活動 (NPO法人丹波みらい研究会など)
- ○地域振興組織のまちづくり活動

(桧山地域振興会、梅田地域振興会、三ノ宮地域振興会、質美地域振興協議会、 京丹波町北部振興会)

など

# 第2章 今後のまちづくり

# 1 住民主体の地域づくりとその目的

地方分権時代や地域等を取り巻く課題に対応するためには、「地域のことは地域で考え、 実行する」という住民自治の理念を再認識した上で、真に住民が主体となった地域づくり を進めることが必要である。

その最も有効的な手段は、住民自治組織によるまちづくりと考える。そのため、これを 町の重要な施策として積極的に推進していくことが望ましい。

住民自治組織の組織化にあたっては、目的を明らかにし、すべての要素を踏まえたうえ で推進を図るべきである。

### (1) 住民自治の確立 ――「自主、自立」

住民一人ひとりが地域の一員であることを再認識し、「地域のことは地域で考え、実行する」という自主・自立の地域づくりを行うことにより真の住民自治を確立する。

# (2) 個性ある地域づくり ―― 「個性化」

自然、文化など豊かな地域資源を活用し、地域の特性に応じた取組みを進めることにより個性ある地域をつくる。もって、京丹波町の魅力あるまちづくりにつなげていく。

## (3) 共助による地域づくり ―― 「一体化」

地域が抱える共有の課題を解決するため、従来の集落の範囲を越えて共に助け合いながら一体的な地域づくりを行う。

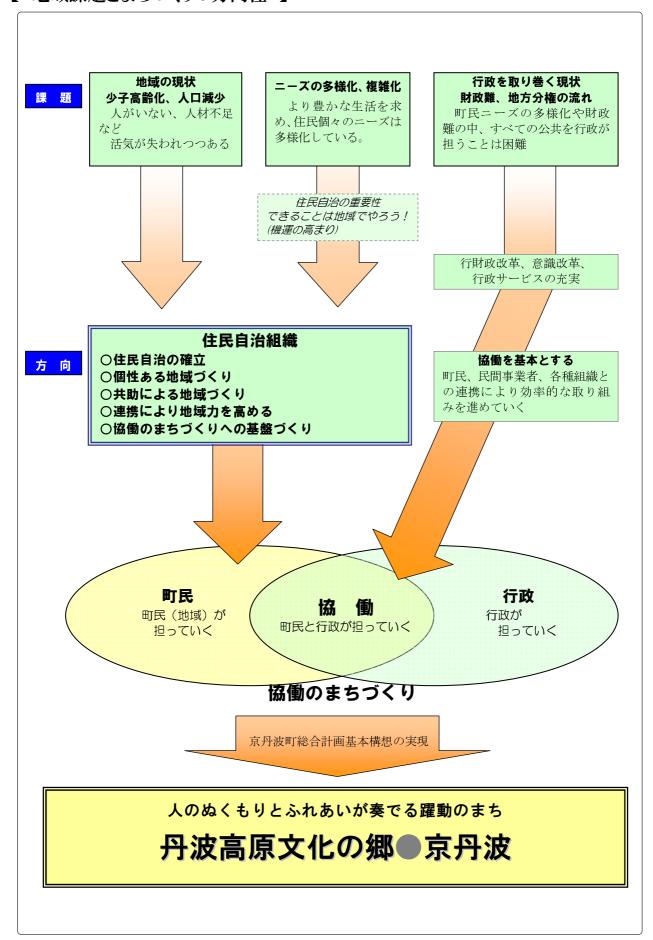
#### (4) 連携により地域力を高める ――「地域力」

地域住民や従来から縦割りで活動を行ってきた各種団体が、地域における横のつながり を重視し連携を図ることにより、一層の地域力を高めていく。

#### (5) 協働のまちづくりへの基盤づくり ―― 「協働」

今後のまちづくりにおいては、町民と行政による協働が不可欠である。住民自治組織は、 行政と対等な関係でまちづくりを進めていくための地域の基盤づくりである。

# 【 地域課題とまちづくりの方向性 】



# 2 協働のまちづくりへ

地域課題や行政課題を克服し、魅力あるまちづくりを進めていくためには、総合計画(基本構想)にもあるように、これまでの行政主導によるまちづくりから、行政、地域、民間事業者等による協働を基本としたまちづくりを進めていかなければならない。

協働とは、自立した町民と行政が、互い尊重しあって対等な関係に立ち、それぞれが持っているできる限りの知恵や資源を持ち寄り、それぞれが責任と役割を分担して協力しあうということである。

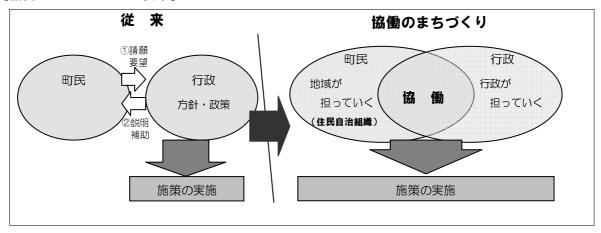
住民自治組織の育成は、地域における住民自治の実現を目指すものであるが、同時に、 地域における協働の主体となる組織の育成を図るものである。行政と対等な関係でまちづ くりを進めていく協働の基盤づくりであるということも念頭において、この取組みを推進 することが重要である。

# 【京丹波町総合計画(基本構想)抜粋】

#### 第5章 基本構想の実現に向けて

1 町民、団体、民間事業者等と行政との協働によるまちづくりの推進 京丹波町のこれからのまちづくりは、町民、団体、民間事業者等と行政との協働を基本とします。 町や地域が抱える共通の目標や課題に対し、町民、団体、民間事業者等と行政などが相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、共に考え互いに協力し合って実践していきます。

#### 【協働のまちづくりへの変革】



#### 【協働のまちづくりの原則 六つの柱】



# 第3章 住民自治組織

### 1 京丹波町における組織のあり方

# (1) 役割の明確化

住民自治組織の参画団体としての集落の役割は重要であるが、集落と住民自治組織とを混同されることもあるため、それぞれの役割を明確にしておく必要がある。

# ① 集落の役割

集落は、生活を営む上での基礎となる場であり、共助のしくみを支える基盤である。

#### 【集落の具体的な取組み例】

共同作業:道つくり 川刈り 美化活動 共助活動: 冠婚葬祭 回覧板 集会所の管理

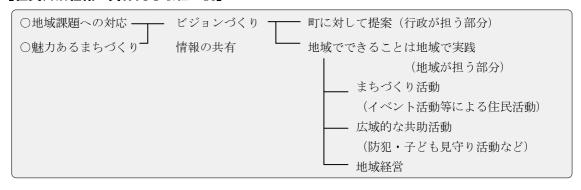
親睦活動:運動会 イベント等

### ② 住民自治組織の役割

住民自治組織は、地域における課題の解決や、魅力ある地域のまちづくりを実践する 組織である。

近年の人口減少、人材不足や住民ニーズの多様化により集落における地域活性化は十分に果たせなくなってきている。その対応策として、集落単位に代えて住民自治組織による取組みが重要視されている。

#### 【住民自治組織の具体的な取組み例】



# (2) 既存組織(地域振興組織)

町内には、五つの地域振興会が組織されている。それぞれ活発な活動を展開されており、 それらの組織の設立の経過、趣旨、活動は評価できるものである。

今後、機能拡充等により住民自治組織としてさらなる発展を期待する。

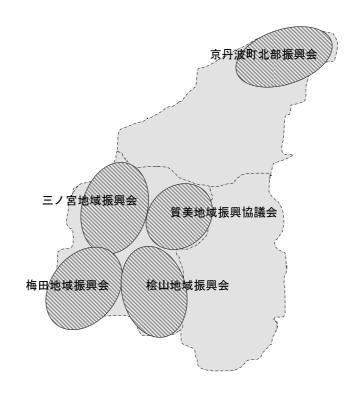
なお、瑞穂地区については、地域振興組織と同じ区域において公民館(組織)による社会教育活動等が行われているが、対象者や活動内容が重複する部分があることから、公民館との関係を整理しておく必要がある。

※ 社会教育法に基づいた住民のために生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行う教育施設であり組織である。瑞穂地区においては、旧四カ村ごとに公民館活動が行われている。

#### 【概要】

名 称	区域	主な事業	構成
桧山地域振興会	旧村区域 (瑞穂)	<ul><li>・地域課題などについての現地踏査、 協議</li><li>・住民要望の集約</li></ul>	各種団体代表者
梅田地域振興会	旧村区域 (瑞穂)	・学校見守り活動への協力 ・住民要望の集約	各種団体代表者
三ノ宮地域振興会	旧村区域(瑞穂)	・質志鐘乳洞、三ノ宮城跡を軸とした 地域振興策の展開 ・住民要望の集約	各種団体代表者
質美地域振興協議会	旧村区域 (瑞穂)	・環境対策、農業活性化対策の推進 ・住民要望の集約	地域住民すべて
京丹波町北部振興会	北部 5 集落 (和知)	・コミュニティー活動や食文化、伝統 文化の継承 ・住民要望の集約	地域住民すべて

#### 【位置図】



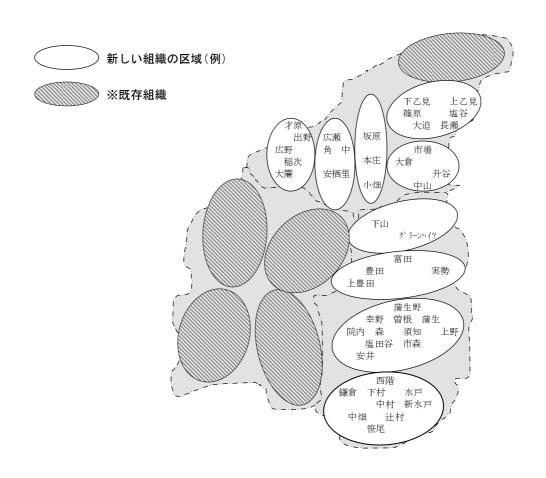
# (3) 組織の範囲(区域)

組織の範囲は、面積、人口、歴史的な経緯など、さまざまな事情を勘案すると、おおむね顔と名前が分かり合える小学校区(一部旧小学校区)以下とすることが適当である。

検討委員会では、住民自治組織が組織されていない地域における区域の検討を行った。 丹波地区においては、旧小学校区の範囲で地域のまとまりが比較的あること、和知地区に ついては、行政との連絡調整の単位として6ブロック制が現に機能していることなどを踏 まえ、下図のとおり一例を示すこととした。

この区域については、仮の区域として示したものであるので、これに関係する地域において議論が巻き起こり、これをきっかけに組織化に向けて取組みが進むことを期待する。

# 【区域例】



#### (4) 組織体制

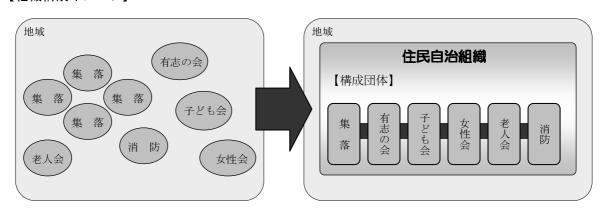
少子高齢化という時代の流れの中、今後の地域のあり方を考えれば、新しい組織を一からつくるといった視点ではなく、スリム化、効率化、役割分担といった視点に立ち、現存の組織、現有資源など今あるものを効率よく機能させていくといったしくみづくりが重要である。

したがって、住民自治組織はすべての地域住民を構成員とし、加えて、下図に示すような集落、老人会、女性会、子ども会、有志の会など、その地域にある多くの団体を含め構成することが望ましい。

また、持続可能な組織とするため、若者や女性の参加しやすい環境づくりに努めることが重要である。

役員選出にあたっては、代表者選出とした場合、一部の人材に負担が集中することになりかねないので、一般公募や地域推薦を取り入れるなど、幅広く人材を発掘し、登用することが望ましい。

#### 【組織構成イメージ】



### (5) 自主財源の確保

住民自治組織は、地域において主体的に活動する組織であることから、それに必要な自主財源の確保は重要な課題となってくる。

自主財源には、地域住民で支えあい、魅力ある地域づくりを進めるという組織の本旨に立った上での地域住民等による会費や取組みから生まれる収入などが挙げられる。

# 2 支援のあり方

地域で主体的に組織化を進めていく中で、側面的な行政によるサポートは必要である。 地域のみで組織化を図っていくことは困難であり、行政依存にならないよう配慮しつつも、 組織化に向けた会議への参画や資料提供など行政による支援が不可欠である。

財政的支援については、長期的な地域のまちづくり計画を立てたうえで実施される取り 組みに対して支援することが適切である。

組織された住民自治組織に対してのサポート支援機能としては、行政内に支援窓口を設置し、情報提供や相互連携などを行うことが必要である。

#### 【行政による支援】

	まちづくり支援窓口の設置(本庁、支所)					
設立部分	町職員アドバイザーの派遣(必要に応じて会議に出席)					
	情報提供					
	財政支援(助成金制度など)					
	まちづくり支援窓口の設置(本庁、支所)					
	情報提供					
   運営サポート部分	町職員アドバイザーの派遣 (出前講座など)					
ZEI / W T HIV	財政支援(活動助成金制度など)					
	人材育成(リーダー研修など)					
組織間の連携	住民自治組織推進連絡会の開催 (町単位、旧町単位)					

#### 3 各種団体との連携

#### (1) テーマ型グループとの連携

検討委員会では、住民自治組織によるまちづくりについての検討を行ったが、本町のまちづくりには、NPO法人などの地域を限定せず同じ「志」により構成されたテーマ型グループの活躍も不可欠である。

すでに、多くのグループが活動を展開し、地域の活性化の一翼を担っており、今後、地域において地縁型の組織である住民自治組織とテーマ型グループが協力し合い、互いの個性を生かした協働のまちづくりが進められることを期待する。

## (2) 他団体等との連携

住民自治組織は、地域内の活動や町行政との関係にとらわれず、社会福祉協議会、警察・ 消防など他の団体等との協働を進めていくことが望まれる。

# 第4章 おわりに

# まとめ

平成18年11月に区長会選出委員11名、議会推薦1名、公募委員3名の計15名で発足した検討委員会は、地域の状況や課題がそれぞれ異なっており住民自治組織そのもののイメージがわかないといった不安を抱える中でのスタートであった。そこで、当初はできるだけ多くの発言を引き出すため、小グループに分かれて検討を行うこととした。その結果、回を重ねるごとに熱気あふれる会議となり、委員会を進めるにあたってグループワーク形式による協議は大きな原動力となった。

さて、報告書にあるように、地域を取り巻く状況はさまざまであり、特に、既存組織がある地域と無い地域とでは大きな違いが見られる。

前者においては、本文で述べているとおり、すでに自主的に組織されていることからも広域的な連携の必要性を十分に理解した地域の考えがうかがえ、今後においても一層の機能拡充を図られることを期待する。

後者においては、組織化を検討する機会がなかった。現在は比較的人口も多く、従来の地域のしくみが十分機能しているとしても、将来を見据えたとき、今から地域づくりを担っていく広域的な組織の立ち上げが必要であると考える。つまり、現在の地域が良好に機能しているかどうかの判断だけでなく、将来にわたる地域のあり方も十分議論していく必要がある。

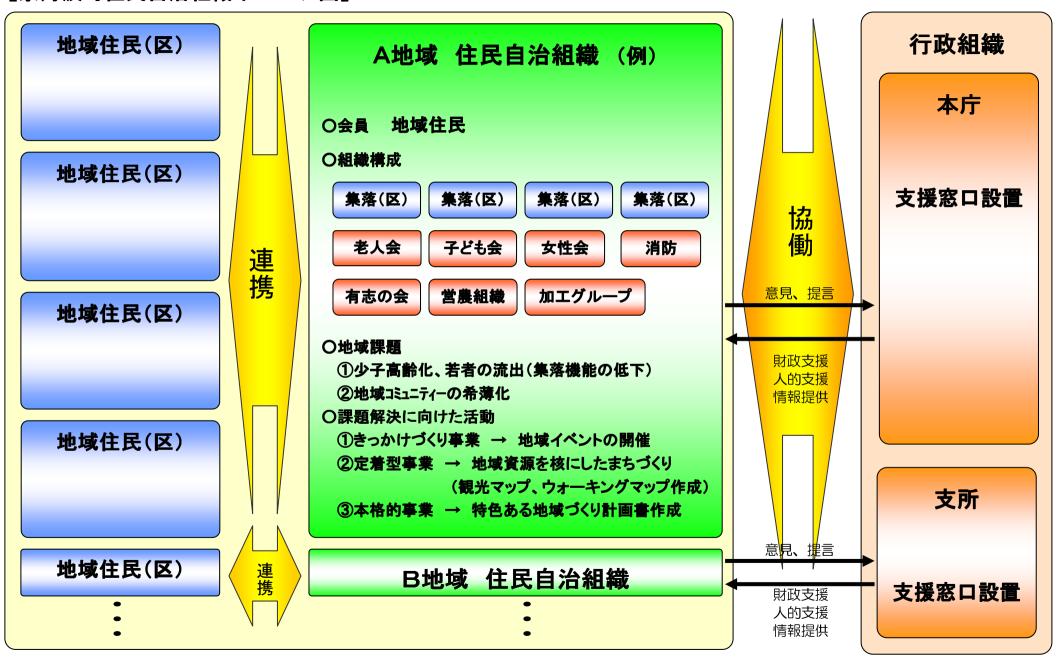
住民自治組織の組織化にあっては、リーダーの発掘と多くの地域住民が関わるしくみが重要である。総合計画(計画期間:平成19年度~28年度)では、まちづくりの中心に「人」を位置づけ、将来目標像を「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち」としている。このことから、住民自治組織においては、人を中心とした地域のつながりによる地域づくりを築いていかなければならない。

また、住民自治組織の育成にあっては、地域の自主性、主体性を尊重しつつも行政の働きかけが重要である。行政においては、町職員も一住民として関わっていくなど積極的な推進が求められる。

さらに、総合計画の推進にあたっては、「町民と行政による協働」をまちづくりの重要な柱にしているため、その主体となる住民自治組織が遅くとも5年以内にはすべての地域に組織され、協働のまちづくりが全町に広がることを期待する。

最後に、町行政においては、今回の報告を受けて住民自治組織によるまちづくりの方針を 策定されることとなるが、それは、本報告書の内容を十分に反映したものとすることはもち ろんのこと、町民の視点に立って地域の活動を幅広く支援できるよう努められたい。

# 【京丹波町住民自治組織イメージ図】



# 参考資料

# □ 検討委員会の検討経過の概要

#### 第1回会議

- ●平成18年11月9日(木)PM7:00~
- ●京丹波町役場議場
- ●出席 1 4 名(欠席 1 名)

# 議題:アドバイザー講演(協働のまちづくり) 今後の進め方について

- ◇検討委員会の職務「住民自治組織による地域 まちづくりを実現するための方向性等につい て検討及び協議を行う。」
- ◇講演内容「行政だけが地域の課題を解決する 時代は終わった。」「地域が自立した住民自治 ができるようなしくみをつくっていかなけれ ばいけない。」

#### 第2回会議

- ●平成18年12月6日(水)PM7:00~
- ●和知支所会議室
- ●出席 1 5名(欠席なし)

# **議題:グループワーク研修** 「地域の現状と課題について」

- ◇町長あいさつ「地域に関係しあうものが互い に知恵と力を出し合い、役割分担をしていか なければならない。」
- ◇3グループに別れ、上記の議題について、意 見を出し合う。キーワードは「意識改革、役 割分担、リーダー、魅力・誇りあるまちづく 0

#### 第3回会議

- ●平成19年1月18日(木)PM7:00~
- ●瑞穂支所会議室
- ●出席 1 5名(欠席なし)

# **議題:グループ**ワーク振り返り 先進地事例研修(安芸高田市の例)

- ◇南丹市の一住民の方からの手紙「一石を投じ る取り組みである。」
- ◇既存の地域振興会の位置づけはどうなるの
- ◇安芸高田市の事例から「地域が主体性をもつ」 「要望型から提案型への変革」「全域的に32 の振興会を組織し

# 第4回会議

- ●平成19年2月15日(木)PM7:00~
- ●京丹波町役場議場
- ●出席 1 5 名(欠席なし)

# 議題:先進地事例研修(旧美山町の例) 町内既存組織の概要

- ◇旧美山町の事例から「めざす方向性として、 広域連携、魅力あるまちづくり、地域の活性 化、地域振興、人づくり、組織づくり」「従来 の組織を改組し、地域振興会を設立。」
- ◇検討委員会の取り組みについて情報を発信す ることが必要。

#### 第5回会議

- ●平成19年3月15日(木)PM7:00~
- ●和知支所会議室
- ●出席10名(欠席5名)

# 議題:既存地域振興会の位置づけ等について 協働のまちづくりについて

- ◇既存地域振興会の住民自治組織としての機能 拡充を期待したい。
- ◇協働を実現するには情報の公開は必要。
- ◇現に組織がある所と無い所との意識の差が大 きいのではないか。
- ◇組織の必要性を理解することが重要。

#### 第6回会議

- ●平成19年4月19日(木)PM7:00~
- ●瑞穂支所会議室
- ●出席 1 4 名(欠席 1 名)

# 議題:町総合計画基本構想の策定について 組織のあり方等について

- ◇住民自治組織の財源確保、行政区との関係、 意識改革の必要性などの検討を行う。
- ◇会費等により財源を確保することも必要では ないか。
- ◇組織づくりは、地域のみなさんで地域の課題 を出し合うことから始めていくべき。

#### 第7回会議

- ●平成19年5月17日(木)PM7:30~
- ●京丹波町役場議場
- ●出席 1 5 名(欠席なし)

# 議題:協働のまちづくりについて (グループワーク形式)

- ◇協働のまちづくりについての共通認識を深める。
- ◇協働のまちづくりは、まったく新しいのもではなく、以前は、協働を行っていた。そのことを見つめ直すことである。
- ◇地域でできることは地域で行う。

#### 第9回会議

- ●平成19年7月19日(木)PM7:30~
- ●瑞穂支所会議室
- ●出席 1 5 名(欠席なし)

# 議題:住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書(案)

- ◇集落との役割の明確化など具体的に協議。
- ◇瑞穂地区の公民館活動との位置づけを整理すべきではないか。
- ◇町職員も一住民として積極的に組織づくりに 関わっていってほしい。
- ◇住民自治組織の意義と目的を明確にすべき。

#### 第11回会議

- ●平成19年9月20日(水)PM7:30~
- ●和知支所会議室
- ●出席 1 3 名(欠席 2 名)

# 議題:住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書(案)

- ◇最終章のまとめを中心に協議を行う。
- ◇検討委員会において検討した「想定される区域設定」を報告書に記載することを確認。

#### 第8回会議

- ●平成19年6月21日(木)PM7:30~
- ●和知支所会議室
- ●出席 1 4 名(欠席 1 名)

# 議題:住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書(案)

- ◇報告書(案)に基づき協議を行う。
- ◇時代背景、地域の課題、方向性、協働を重点 的に協議。
- ◇みんなにビジョンが示せるような報告にしないといけない。
- ◇意思改革ができるかがカギだ。

#### 第10回会議

- ●平成19年8月22日(水)PM7:30~
- ●京丹波町役場議場
- ●出席 15名(欠席なし)

# 議題:住民自治組織によるまちづくりのあり方報告書(案)

- ◇組織体制、自主財源の確保、支援のあり方な ど具体的に協議。
- ◇この報告書によって、地域で議論してもらえるようなものにしたい。
- ◇若い人たちが参加しやすい組織が必要であって、魅力あるものにしなければならない。

#### 第12回会議

- ●平成19年10月18日(木)PM7:30~
- ●瑞穂支所会議室
- ●出席 1 4 名(欠席 1 名)

# 議題:住民自治組織によるまちづくりのあり方 報告書(案) 最終協議

- ◇5年以内にはすべての地域に組織され協働の ちづくりが全町に広がることを期待する。
- ◇本日をもって協議を終了した。

#### 第13回会議

●平成19年11月22日(木)PM7:30~ ●京丹波町役場議場

住民自治組織によるまちづくりのあり方(報告書)提出

# 京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会委員

(敬称略)

委員長等		氏	名		参考 (役職等)
	野	間	和	幸	町議会が推薦する者
	堀	林		章	鎌倉区長(18年度)
	太	田		実	須知区長(18、19年度)
	小	森		章	実勢区長(18年度)
副委員長	Щ	西		強	下山区長(18年度)
	岡	本	友	秀	大朴区長(18、19年度)
	上	田	洋	志	坂井区長(18、19年度)
	Щ	内	公	夫	三ノ宮区長 (18、19 年度)
	上	林	茂	治	質美和田区長(18年度)
	藤	田	正	之	西河内区長(18年度)
委員長	吉	田		昭	本庄区長(18、19年度)
	白	樫		貢	下乙見区長(18年度)
	西	田		哲	公募
	Щ	内	英	紀	公募
	和	田	淳	_	公募

# 京丹波町住民自治組織によるまちづくりアドバイザー

(敬称略)

氏 名	役職等
宗 田 好 史	京都府立大学人間環境学部准教授

# 事務局

氏	名		役職等
田端	耕	喜	企画情報課長
久 木	寿		企画情報課長補佐兼総合企画係長
小 谷	誠	之	企画情報課交通対策係長
小 原	直	也	企画情報課総合企画係主査
野村	雅	浩	瑞穂支所地域総務室長
片 山	長	男	和知支所地域総務室長

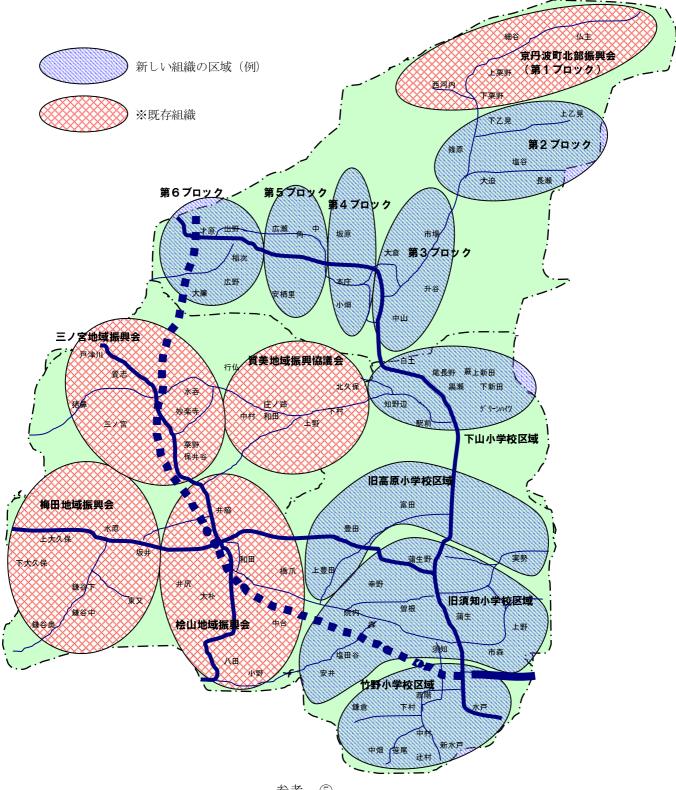
# 住民自治組織の区域(一例)

#### 報告書8ページ (3)組織の範囲(区域)【再掲】

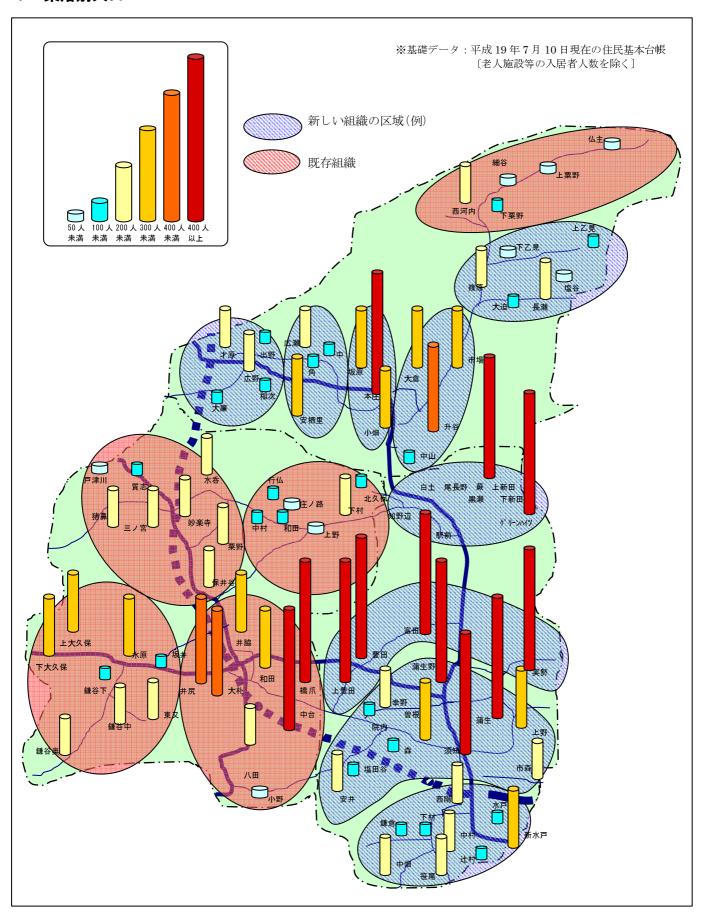
組織の範囲は、面積、人口、歴史的な経緯など、さまざまな事情を勘案すると、おおむね顔と名前が分かり合える小学校区(一部旧小学校区)以下とすることが適当である。

検討委員会では、住民自治組織が組織されていない地域における区域の検討を行った。丹波地区においては、旧小学校区の範囲で地域のまとまりが比較的あること、和知地区については、行政との連絡調整の単位として6ブロック制が現に機能していることなどを踏まえ、下図のとおり一例を示すこととした。

この区域については、仮の区域として示したものであるので、これに関係する地域において議論が巻き起こり、これをきっかけに組織化に向けて取組みが進むことを期待する。

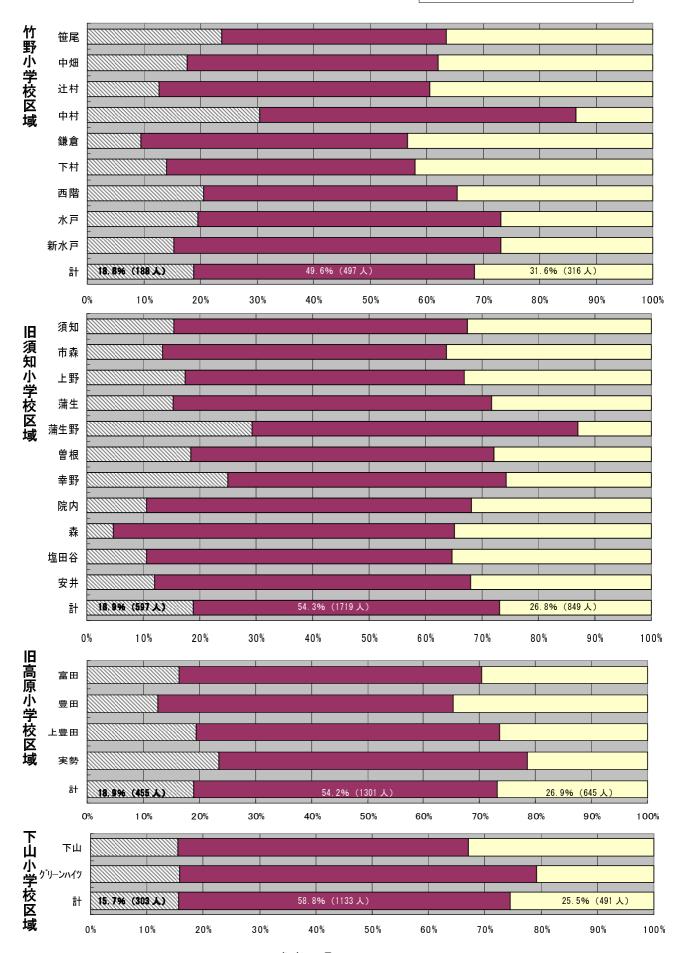


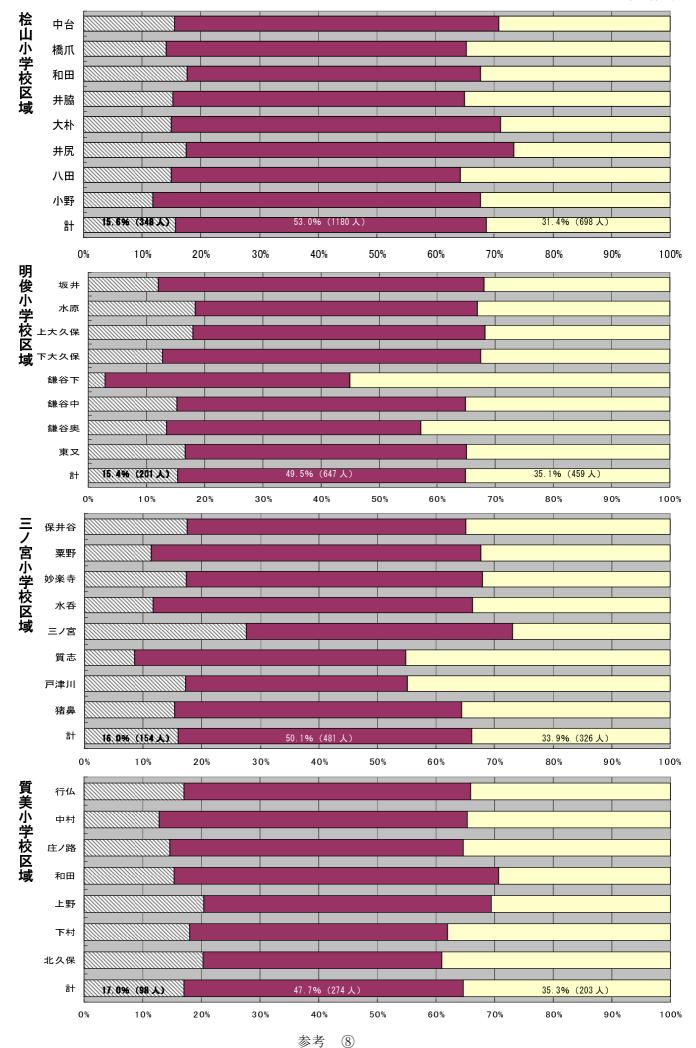
# 1 集落別人口



# 2 現状分析資料 集落世代別人口比率

図 0~19才 ■ 20~64才 □ 65才以上





参考

(9)

# ※現状分析資料 集落年代別人口比率(基礎データ)

<b>竹</b> 野小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
笹尾	28	47	43	118	36.4%
中畑	19	48	41	108	38.0%
辻村	12	45	37	94	39.4%
中村	36	66	16	118	13.6%
鎌倉	5	25	23	53	43.4%
下村	8	25	24	57	42.1%
西階	28	61	47	136	34.6%
水戸	16	44	22	82	26.8%
新水戸	36	136	63	235	26.8%
計	188	497	316	1,001	31.6%

旧须知小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
須知	127	429	269	825	32.6%
市森	17	64	46	127	36.2%
上野	42	119	80	241	33.2%
蒲生	67	247	124	438	28.3%
蒲生野	227	448	101	776	13.0%
曽根	43	125	65	233	27.9%
幸野	34	67	35	136	25.7%
院内	7	38	21	66	31.8%
森	3	38	22	63	34.9%
塩田谷	9	46	30	85	35.3%
安井	21	98	56	175	32.0%
計	597	1719	849	3,165	26.8%

旧高原小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齡化率
富田	84	277	152	513	29.6%
豊田	57	237	156	450	34.7%
上豊田	114	319	155	588	26.4%
実勢	200	468	182	850	21.4%
計	455	1301	645	2,401	26.9%

下山小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
下山	117	390	248	755	32.8%
グリーンハイツ	186	743	243	1,172	20.7%
計	303	1133	491	1,927	25.5%

桧山小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
中台	66	234	124	424	29.2%
橋爪	64	231	157	452	34.7%
和田	51	144	93	288	32.3%
井脇	33	108	76	217	35.0%
大朴	47	177	91	315	28.9%
井尻	60	191	91	342	26.6%
八田	23	76	55	154	35.7%
小野	4	19	11	34	32.4%
計	348	1180	698	2,226	31.4%

明俊小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
坂井	6	28	16	50	32.0%
水原	53	139	95	287	33.1%
上大久保	54	150	95	299	31.8%
下大久保	27	116	69	212	32.5%
鎌谷下	2	29	38	69	55.1%
鎌谷中	22	72	51	145	35.2%
鎌谷奥	16	52	51	119	42.9%
東又	21	61	44	126	34.9%
計	201	647	459	1,307	35.1%

三ノ宮小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
保井谷	18	49	36	103	35.0%
粟野	18	89	51	158	32.3%
妙楽寺	26	76	48	150	32.0%
水呑	17	79	49	145	33.8%
三ノ宮	40	66	39	145	26.9%
質志	7	38	37	82	45.1%
戸津川	5	11	13	29	44.8%
猪鼻	23	73	53	149	35.6%
計	154	481	326	961	33.9%
					•

質美小学校区域	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
行仏	14	40	28	82	34.1%
中村	10	41	27	78	34.6%
庄ノ路	7	24	17	48	35.4%
和田	10	36	19	65	29.2%
上野	10	24	15	49	30.6%
下村	34	83	72	189	38.1%
北久保	13	26	25	64	39.1%
計	98	274	203	575	35.3%

第1ブロック	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
西河内	13	55	42	110	38.2%
下粟野	11	39	32	82	39.0%
細谷	7	12	24	43	55.8%
上粟野	1	9	21	31	67.7%
仏主	1	18	14	33	42.4%
計	33	133	133	299	44.5%

第2ブロック	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
篠原	18	70	50	138	36.2%
大迫	9	40	42	91	46.2%
長瀬	17	51	49	117	41.9%
塩谷	7	22	19	48	39.6%
上乙見	3	17	31	51	60.8%
下乙見	2	6	17	25	68.0%
計	56	206	208	470	44.3%

第3ブロック	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
中山	10	37	52	99	52.5%
升谷	51	133	118	302	39.1%
市場	27	97	81	205	39.5%
大倉	53	112	83	248	33.5%
計	141	379	334	854	39.1%

第4ブロック	0~19才	20~64才	65才以上	#	高齢化率
本庄	138	351	215	704	30.5%
坂原	30	95	88	213	41.3%
小畑	37	107	81	225	36.0%
計	205	553	384	1,142	33.6%

第5プロック	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
中	7	39	44	90	48.9%
角	10	30	39	79	49.4%
広瀬	13	48	49	110	44.5%
安栖里	39	139	91	269	33.8%
計	69	256	223	548	40.7%

第6ブロック	0~19才	20~64才	65才以上	計	高齢化率
才原	11	45	46	102	45.1%
大簾	5	21	25	51	49.0%
広野	21	57	61	139	43.9%
出野	20	50	27	97	27.8%
稲次	10	33	17	60	28.3%
計	67	206	176	449	39.2%

# 3 既存地域振興組織の概要

各組織の総会資料などによる

	桧山地 <b>城振興会</b>	梅田地域振興会	三ノ宮地域振興会	質美地域振興協議会	予組織の総会資料などによる <b>京丹波町北部振興会</b>
設立	昭和56年	昭和61年	昭和51年	昭和63年	<b>平成17年</b>
趣旨	昭和36年 絵山地域の振興を図 り、住民の福祉に寄与 することを目的とする	昭和61年 梅田地域の振興を図り、住民の福祉に寄与することを目的とする	昭和 5 1 年 三ノ宮地域振興並び に住民の福祉に寄与す ることを目的とする	昭和63年 瑞穂町質美地域の活性化を図り、地域の発展に寄与することを目的とする	平成17年 振興会は、会員の主 体的な参加と相互の連 携により、地域の活性 化と親睦を図り、住み よい地域づくりを目的 とする
区域	旧桧山村 (小学校)	旧梅田村(小学校)	旧三ノ宮村 (小学校)	旧質美村 (小学校)	旧第3小学校
組織構成	○各区長 ○地域在住の町議会議 員 ○財産区管理会委員 ○公民館長 以上を会員として組 織を構成	○各区長 ○地域在住の町議会議 員 ○財産区管理会委員 ○公民館長 以上を会員として組 織を構成	○各区長 ○地域在住の町議会議員 ○財産区管理会委 ○鐘乳洞保勝会代表者 ○三ノ宮洞寿会代表者 ○三ノ宮河防団代表者 ○三ノ宮河防団代表表者 ○三ノ宮内古代表表者 ○三ノ宮PTA代表表 ○三ノ宮PTA代表表 ○三ノ宮PTA代表表 ○共変表表	会員は、質美地域のすべての住民  ・各区長 ・地域在住の町議会 議員者 ・財産区管理会会長 及び美国、経済長及で 主事 ・会員の中から会長 が委嘱した者 以上が協議会の構成員と 連営	会員は、北部5集落に 居住するすべての住民 ・各区長 ・各区長 ・各区人の選出された住民(男女1人・参与(前区長) 以上が振興会の構成員としている企総務部地域振興部 生涯学習・社会教育部
役員	○会長1名 ○副会長1名 ○理事若干名 ○監事2名 (任期は2年。会員の 互選により選出)	○会長1名 ○副会長2名 ○庶務会計1名 ○理事2名 (任期は2年。会員の 互選により選出)	○会長1名 ○副会長1名 ○庶務会計1名 ○幹事若干名 ○監事2名 (任期は1年。会員の 互選により選出)	○会長1名 ○副会長1名 ○マネージャー1名 ○理事5名 ○監事2名 (任期は3年。会員の 互選により選出)	○会長1名 ○自会長1名 ○各長1名 ○各副会長1名 ○各副部長若干名 ○監事2名  (任期は1年。会長、副会長の役員の終金の承認を得る。監事との承認を得て会長が任命)
主な事業	<ul><li>○住民要望の集約、各 関係機関への請願・ 陳情</li><li>○各区の要望課題など についての現地踏査</li><li>○視察研修会など</li></ul>	<ul><li>○住民要望の集約、各 関係機関への請願・ 陳情</li><li>○視察研修</li><li>○学校見守り活動(ボ ランティア)に対す る協力・支援</li><li>○町内めぐり視察など</li></ul>	○住民要望の集約、各 関係機関への請願・ 陳情 ○質志鐘乳洞や城山公 園(三ノ宮城跡)を 軸とした地域全体の 振興策の展開 ○収穫感謝祭などのコミ ユニティー事業	○住民要望の集約、各 関係機関への請願・ 陳情 ○環境対策、農業活性 化対策の推進 ○質美八幡宮曳山行事 の保存 ○食育運動、あいさつ 運動の推進など ○エミュニティー事業	○住民要望の集約、各 関係機関への請願・ 陳情 ○食文化や伝統文化の 継承・伝承(野菜作 り研修会など) ○運動会や親睦・交流 会などのコミュニティー事 業(草引きイベント など)
その他 (事務局 など)	【事務局】 財産区事務取扱者が 兼務	【事務局】 財産区事務取扱者が 兼務	【事務局】 庶務会計が担当 【会費等】 1 区あたり 20,000円 (予算 16 万円)	【事務局】 財産区事務取扱者が 兼務 (活動企画立案 担当はマネージャー が担当) 【会費等】 1 戸あたり月 500 円 (予算額 120 万円)	【事務局】 企画総務部長が担当 【会費等】 1 区あたり 60,000 円 (予算 30 万円) 1 戸あたり月 200 円 (予算 24 万円)

# 組織化に向けたフロー図

# 段階

# きっかけ(話し合う場、活動を実践)

# 組織化検討

# 組織化(運営)

# 地域住民、各種既存組織による意見交流

# 議題

- ○地域課題(人材不足など) ○地域づくりのあり方
- ○集落の共同作業が困難

# 状況

# 方向性

- 〇地域全体で解決(広域化)
- ○魅力あるまちづくりを推進する
- ○広域的な共助のしくみを構築

# まずは、地域への思いを共有することから!

- ①地域で話しあうことから始める。個々の地域づくりの 思いをみんなで共有する。
  - ・こんなまちづくりをしたい
  - ・私だったらこんなことができる など
- ②そこから、地域課題とそれに基づく地域づくりのビジョンが見えてくる。
- ③ビジョンに基づきできることを実行する。
- ④地域内における連携(組織化)の必要性が生まれる。

# 支援

- 〇 支援窓口の設置
- 〇 アドバイザー派遣(職員)
- 〇 情報提供

# 設立準備委員会

- ①地域課題の掘り起こし
- ②目的、目標
- ③区域
- 4構成
- 5各種団体との関係
- 6財源
- 7計画

### ポイント!

- ○人材発掘
- 〇若者、女性の参画
- ○自主性、自立性の確保
- ○公益性の確保
- ○公開性(地域に開かれた組織)
- ○地域全体で関わるしくみ
- 〇役割分担
- 〇 支援窓口の設置
- 〇 アドバイザー派遣(職員)
- 〇 情報提供
- 〇 財政支援(助成金制度)

#### 住民自治組織発足

住民自治の地域づくり 「地域のことは地域で考え 実行していこう」

地域の特性を生かした 個性ある地域づくり

広域的に負担する しくみづくり

人・地域の連携により 地域力を高めるしくみづくり

協働のまちづくり

- 〇 育成支援窓口の設置
- 〇 アドバイザー派遣(職員)
- 〇 情報提供
- 〇 財政支援(助成金制度)
- 〇 リーダー研修の実施